

平成30年8月吉日

お客さま各位

輸入代金の支払送金にかかる到着地・仲介貿易有無のご申告のお願い

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

弊行は、「外国為替および外国貿易法」に基づき、お客さまの外国送金取引や輸入取引が「外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制」に該当しないことを確認させていただいております。

つきましては、貨物の輸入または仲介貿易にかかる外国送金取引の際には、これまでもご申告いただいております原産地、船積地に加え、「到着地（仕向地）」および「仲介貿易の有無」をご申告くださいますようお願い申し上げます。お取引の内容によっては確認書類をご提示いただく場合や、その内容を確認させていただいた結果によっては、弊行の判断により当該お取引の受付をお断りする場合がございます。お客さまのご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 追加のご申告の内容

貨物の輸入または仲介貿易にかかる外国送金取引の際には、原産地・船積地に加え以下の項目をご申告ください。

(1) 到着地(仕向地)

「到着地 (DESTINATION)」の欄に具体的な都市名をご入力ください。

(2) 仲介貿易の該当有無

仲介貿易の該当の有無を「仲介貿易」欄にチェックをご入力ください。

2. 実施日

平成30年9月25日（火）お申込分より

(ご参考)

■ 外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制（北朝鮮・イラン関連抜粋）

① 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入又は仲介貿易に係るもの (平成18年10月14日実施)
・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの(平成21年6月18日実施)
② 北朝鮮の「資金使途規制」
・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行なわれるもの(平成21年7月7日実施)
③ イランの「資金使途規制」
・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの(平成28年1月22日実施)
・「イランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動」に寄与する目的で行なわれるもの (平成28年1月22日実施)

■ 法令に基づき銀行に求められている確認義務

弊行は外為法第17条の規定により、お取引が上記規制等に該当しない旨を確認させていただいております。

ご不明な点は足利銀行の窓口までご照会ください。

以上

